

おりほの

納

税 教室



皆さん、税の語源を知っていますか？

「税」という漢字の成り立ち

禾

十 兑

税

作物

交換すること

作物の一部を
交換すること

国などが徴収するお金



日常生活でさまざまな税と関わっています！

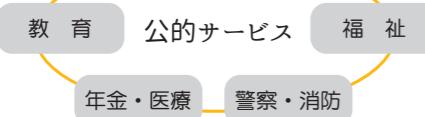
身の回りの「税」との関わり

所得税・住民税
(国税)固定資産税
(地方税)消費税・地方消費税
(国税)自動車税
(地方税)入湯税
(地方税)

税が何に使われているかというと…

国や地方公共団体（都道府県、市町村）による「公共サービス」は、私たちの暮らしに欠かせないものですが、その提供には費用がかかります。
税は、公的サービスの費用を賄うものですが、みんなが互いに支え合い、よりよい社会を作っていくため、この費用を幅広く公平に分かち合うことが必要です。

まさに、税は
「社会の会費」
だね！



税は私たちの暮らしにとって大切なものです！

納税は国民の義務

税を納めることは、国民の義務として憲法に定められています。

【日本国憲法第30条】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う（納税の義務）。

税は、私たちが健康で文化的な生活を送るために欠かせないものです。きちんと納めましょう！

令和4年度固定資産税納税通知書を
5月13日(金)に発送します！納付書で納める人には、納税通知書とあわせて、1年分
(1期～4期)の納付書が送付されます。大切に保管し、納
期内に忘れずに納めましょう！【納期限】 第1期…5月31日(火) 第2期…8月1日(月)
第3期…9月30日(金) 第4期…11月30日(水)

令和4年度 南三陸町納税カレンダー

	町県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
4月	—	—	全期	第1期（暫定）	—	—
5月	—	第1期	—	—	—	—
6月	第1期	—	—	—	—	—
7月	—	第2期	—	第2期	第1期	第1期
8月	第2期	—	—	第3期	第2期	第2期
9月	—	第3期	—	第4期	第3期	第3期
10月	第3期	—	—	第5期	第4期	第4期
11月	—	第4期	—	第6期	第5期	第5期
12月	—	—	—	第7期	第6期	第6期
1月	第4期	—	—	第8期	第7期	第7期
2月	—	—	—	第9期	第8期	第8期
3月	—	—	—	—	第9期	第9期

問 町民税課税務係 ☎46-1372

* 今月の税 *

固定資産税……第1期

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

納付期限
5月31日(火)口座振替日
5月25日(水)